

第十九条及び第二十条を次のように改める。

(乗合旅客運送の許可申請)

第十九条 法第二十一条第二号の規定により、乗合旅客の運送の許可を申請しようとする者は、次の事項を記載した乗合旅客運送許可申請書を提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 運送しようとする旅客
- 三 運送しようとする期日又は期間
- 四 運送しようとする区間又は区域
- 五 運行時刻(運行時刻を定めないものにあつては、運行する時間帯)
- 六 使用する自動車の種別ことの数
- 七 運送を必要とする理由

2 前項の申請書には、予定する運輸数量を記載した書類を添付するものとする。

第二十条 削除

第二十一条第一項中、「一般乗合旅客自動車運送事業等」を、「一般旅客自動車運送事業」に改め、同項第二号中「種類」を「種別」に改め、同項第三号中、「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別」を「事業の種別」に、「事業区域」を「営業区域」に改め、同条第二項第三号中、「第四条第二項第八号、第九号、第十号又は第十一号」を「第六条第一項第六号、第七号、第八号又は第九号」に改める。

第二十二条第一項中、「一般乗合旅客自動車運送事業等」を、「一般旅客自動車運送事業」に改め、同項第二号中「種類」を「種別」に改め、同項第三号中、「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別」を「事業の種別」に、「事業区域」を「営業区域」に改め、同条第二項第三号中、「第四条第二項第八号、第九号、第十号又は第十一号」を「第六条第一項第六号、第七号、第八号又は第九号」に改める。

第二十三条第一項中、「一般乗合旅客自動車運送事業等」を、「一般旅客自動車運送事業」に改め、同項第一号中「種類」を「種別」に改め、「事業区域」を削り、同条第二項第三号中、「第四条第二項第八号又は第九号」を「第六条第一項第六号又は第七号」に改める。

第二十四条第一項中、「一般乗合旅客自動車運送事業等」を、「一般旅客自動車運送事業」に改め、同項第三号中、「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別」を「事業の種別」に、「事業区域」を「営業区域」に改める。

第二十五条及び第二十六条を次のように改める。

(事業の休止及び廃止の届出等)

第二十五条 法第三十八条第一項の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業(一般乗合旅客自動車運送事業を除く)の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業の休止(廃止)届出書を提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 一般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別
- 三 休止又は廃止の日
- 四 休止の届出の場合にあつては、休止の予定期間
- 五 休止又は廃止する理由

2 第十五条の四から第十五条の十一までの規定は、法第三十八条第二項の規定による一般乗合旅客自動車運送事業の休止又は廃止の届出について準用する。この場合において、第十五条の五第一項中「事業計画変更事前届出書」とあるのは「事業の休止(廃止)届出書」と、第十五条の十一中「事業計画変更届出書」とあるのは「事業の休止(廃止)届出書」と読み替えるものとする。

第二十六条 削除

第一節の二を削る。

第二十七条及び第二十八条を次のように改める。

(事業計画)

第二十七条 法第四十三条第二項第二号の国土交通省令で定める事項は、主たる事務所の名称及び位置並びに自動車庫の位置及び収容能力とする。

2 法第四十三条第五項において準用する法第十五条第三項の国土交通省令で定める事項は、営業所ごとに配置する事業用自動車の数とする。

3 法第四十三条第五項において準用する法第十五条第四項の軽微な事項は、主たる事務所及び営業所の名称及び位置とする。

4 第十四条第一項(第二号に係る部分を除く)、第二項及び第三項の規定は、法第四十三条第五項において準用する法第十五条の規定による特定旅客自動車運送事業の事業計画の変更の認可申請及び変更の届出について準用する。

(申請書に添付する書類)

第二十八条 法第四十三条第四項で準用する法第五条第二項の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 第六条第一項第一号、第三号、第五号、第六号(口を除く)、第七号、第八号(口を除く)、第九号(イを除く)及び第十号に掲げる書類
- 二 推定による一年間の取扱旅客の種類及び運輸数量並びにその算出の基礎を記載した書面
- 三 特定の運送需要者との契約書又は協定書の写し

第三十二条第二号中「事業区域」を「営業区域」に改め、同条第四号を削る。

第三十三条第七項中「第二十四条第一項第三号及び第二十五条第一項第三号」を「第二十三条第一項第一号及び第二十四条第一項第三号」に、「一般乗合旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の別及び路線又は事業区域」を「事業の種別及び路線又は営業区域」に、「路線又は事業区域」を「路線又は営業区域」に改め、第二十三条第一項第一号中「事業の種類及び路線、事業区域又は営業区域」とあるのは「路線又は事業区域」とを削り、第四条第二項第八号、第九号、第十号又は第十一号を「第六条第一項第六号、第七号、第八号又は第九号」に、「第四条第二項第八号(口を除く)、第九号、第十号(口を除く)又は第十一号(イを除く)」を「第六条第一項第六号(口を除く)、第七号、第八号(口を除く)又は第九号(イを除く)」に、「第四条第二項第八号」を「第六条第一項第六号」に、「第四条第二項第八号(口を除く)」を「第六条第一項第六号(口を除く)」に改める。

「第三節 無償旅客自動車運送事業」を削る。

第三十四条及び第三十五条を次のように改める。

第三十四条及び第三十五条 削除

第五十条第二号中「の氏名又は名称及び住所」を削り、同条第四号中「期日」の下に「又は期間」を加え、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するため、地方公共団体が法第八十条第一項の許可を受けて自家用自動車を用いて乗合旅客の運送を行うことに關し、地域協議会において協議が調っている場合にあつては、当該地方公共団体は、次の事項を記載した有償運送許可申請書を提出するものとする。

- 一 地方公共団体の名称

二 運送の開始予定日

三 運送しようとする区域

第五十二条第二項中「自動車登録番号又は車両番号」を削る。

第五十五条中(法第四条第四項(法第四十三条第四項において準用する場合を含む)の規定により期間を限定して行つ免許及び許可に係る事案を除く)を削る。